岩手大学課外活動施設規則

平成16年4月1日制 定令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第74条第2項の規定に基づき、岩手大学に おける課外活動施設(以下「施設」という。)に関し、必要な事項を定める。

(管理運営)

- 第2条 施設の管理運営責任者(以下「責任者」という。)は、教育を担当する理事又は副学 長をもって充てる。
- 2 責任者の職務を助け、施設の事務を処理するために主事を置き、学生支援課長をもって充てる。
- 3 施設の管理運営に関する事項の審議は、岩手大学学生支援委員会が行う。

(施設の名称及び使用の区分)

- 第3条 施設の名称及び使用の区分は次のとおりとする。
 - 一 課外活動共用施設

PIO TILISO VITALIA	
施設の区分	使用区分
ミーティング室	短期
共 用 室	短期及び長期
音楽練習室	短期及び長期
暗室	長期
放送練習室 (調整室を含む。)	長期
道場	短期及び長期
器 具 室	長期

二 合宿研修施設

施設の区分	使用区分
合宿研修施設	短期
舞踏練習室	短期及び長期
研修室	短期及び長期

三 馬房及び馬場

施設の区分	使用区分
馬房及び馬場	短期及び長期

四 弓道場

方	施設の区分	使用区分
弓 汕	道 場	短期及び長期

五. 洗心亭

施設の区分	使用区分
洗 心 亭	短期及び長期

六 自動車部車庫		
施設の区分	使用区分	
自動車部車庫	短期及び長期	
七 学生議会室		
施設の区分	使用区分	
学生議会室	短期及び長期	
八 運動場東側課外活動共用施設		
施設の区分	使用区分	
共 用 室	短期及び長期	
九野球場西側課外活動共用施設		
施設の区分	使用区分	
共 用 室	短期及び長期	
十 上田地区学生寮課外活動共用施設		
施設の区分	使用区分	
多目的室1	短期	
多目的室 2	短期	
和室	短期	

十一 第二課外活動共用施設

施設の区分	使用区分
サークル共用室1	短期及び長期
サークル共用室2	短期及び長期
サークル共用室3	短期及び長期
サークル共用室4	短期及び長期
音楽練習室1	短期及び長期
音楽練習室 2	短期及び長期
器具倉庫	短期及び長期
共用倉庫	短期及び長期

- 2 施設の使用区分は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 短期使用短期間 (1週間以内) の不定期的な使用
 - 二 長期使用長期間 (1週間を超え1年以内) にわたる定期的な使用

(使用者の範囲)

第4条 施設を使用できる者は、本学が公認した学生団体その他責任者が特に適当と認めた者 とする。

(使用の時間)

第5条 施設を使用できる時間は、9時から21時までとする。

(休業日)

第6条 施設の休業日は、12月28日から翌年1月4日まで及び全学一斉休業日とする。

(使用日時の変更)

第7条 前2条の規定にかかわらず、責任者が特に必要と認めた場合には、使用時間の延長・

短縮及び休業日の使用を許可し、又は、別に休業日を設けることができる。

(使用の手続)

- 第8条 第3条第2項第1号の使用を希望する者は、使用責任者を定め、使用開始予定日の3 日前までに使用願を提出し、責任者の許可を得なければならない。
- 2 前項の許可期間が満了した後、引き続き施設を使用しようとするときは、改めて前項の手続きにより、許可を得なければならない。
- 3 第3条第2項第2号の使用を希望する者は、使用責任者を定め、毎年4月末日までに使用 願を提出し、責任者の許可を得なければならない。
- 4 前条による使用を希望する者は、使用責任者を定め、使用開始予定日の3日前までに、使用願を提出し、責任者の許可を得なければならない。
- 5 責任者は、使用許可を行うに当たり、必要と認めたときは、使用日時を変更させる等の調整を行うものとする。

(使用の変更及び中止)

- 第9条 使用責任者は、使用許可を得た後、許可の内容を変更しようとするときは、事前に責任者の許可を得なければならない。
- 2 使用責任者は、使用許可を得た後、施設の使用を中止するときは、速やかに責任者に届け出なければならない。

(遵守事項)

- 第10条 施設を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 一 許可を受けた目的以外に使用しないこと。又は転貸をしないこと。
 - 二 使用時間を厳守すること。
 - 三 設備・備品等を無断で改造、廃棄、新設、移動又は転貸をしないこと。
 - 四 設備・備品等に異常を認めた場合は、速やかに学生支援課に届け出ること。
 - 五 火気の取扱いには、細心の注意を払い、火災予防に万全を期すこと。
 - 六 その他使用に際しては、学生支援課担当者の指示に従うこと。

(使用許可の取消)

- 第11条 責任者は、施設の使用を許可した後、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合 は、使用の許可を取り消すことができる。
 - 一 使用願に虚偽の記載があつたとき。
 - 二 前条に定める遵守事項並びに別に定める使用心得に違反したとき。
 - 三 その他使用させることが適当でないと認めたとき。

(損害賠償)

第12条 施設を使用する者は、故意又は過失により施設若しくは設備・備品等を損傷し、又は減失したときは、その賠償の責を負うものとする。

(鍵の管理)

- 第13条 施設の鍵の管理は、学生支援課において行うものとする。
- 2 施設を使用する者は、使用の都度、学生支援課から鍵を受け取り、使用後は速やかに返却しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成17年7月22日から施行し、平成17年7月1日から適用する。 2・3 (省略)

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年7月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成19年8月2日から施行し、平成19年7月9日から適用する。

附則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年11月11日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。